

(3) 動植物に配慮した事項 (1/2)

(3) 動植物に配慮した事項 (1/2)

■自然環境調査結果を踏まえて配慮した事項

■希少な植物等に配慮した事項

③生育地の現況保全が困難な場所で生育が確認された希少な植物個体については、慎重な移植保全を行う。
⇒P3-60

④希少な植物の生育地が現況保全された場合でも、改変区域との境界に近い場合は、林縁保護植栽を行い、生育環境の保全に努める。
⇒P3-25

⑤生育地の現況保全が困難な場所で生育が確認された大径木については、移植適性を踏まえて、移植保全を検討する。
⇒P3-60

■希少な動物に配慮した事項

⑥個体の孤立化防止のため、事業区域内外周の緑地を残留緑地とし、動物の移動経路を確保する。
⇒P3-60

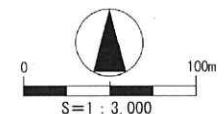
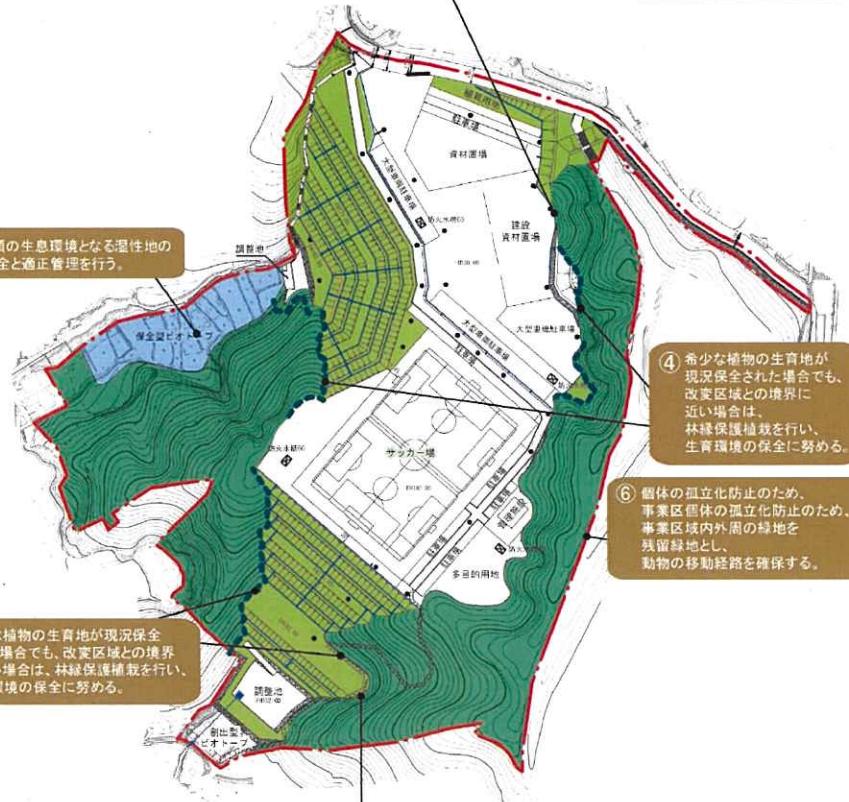
⑦生息地の現況保全が困難な場所で生息が確認された、移動能力の低い希少な動物個体については、慎重な移動保全を行う。
⇒P3-66

⑨排水側溝はふた付きを基本とし、フタが無い場合には、側溝に落ちた小動物が自力で這い上がる構造とする。
⇒P3-65

⑩残留緑地や植栽緑地等をつなげて配置し、工事後の事業区における動物の移動経路を確保する。
⇒P3-60

⑪ホタル類の生息環境となる湿性地の現況保全と適正管理を行う。
⇒P3-71

⑯排水側溝はふた付きを基本とし、フタが無い場合には、側溝に落ちた小動物が自力で這い上がる構造とする。



動植物に対する配慮事項 (1/2)

(3) 動植物に配慮した事項 (2/2)

(3) 動植物に配慮した事項 (2/2)

■ 消失する動植物の生育・生息環境に配慮した事項

- ① 現況では荒廃している、残留緑地の適正管理を行い、生育・生息環境としての質の向上に努める。⇒P3-22
- ② 水系を伴う、保全型ビオトープや、新たな創出型ビオトープを整備し、動植物の生育・生息環境を確保する。⇒P3-71～75
- ③ 調整池Bを活用し、新たな水系を確保し、動植物の生育・生息環境を確保する。
⇒P3-72

■ 希少猛禽類に配慮した事項

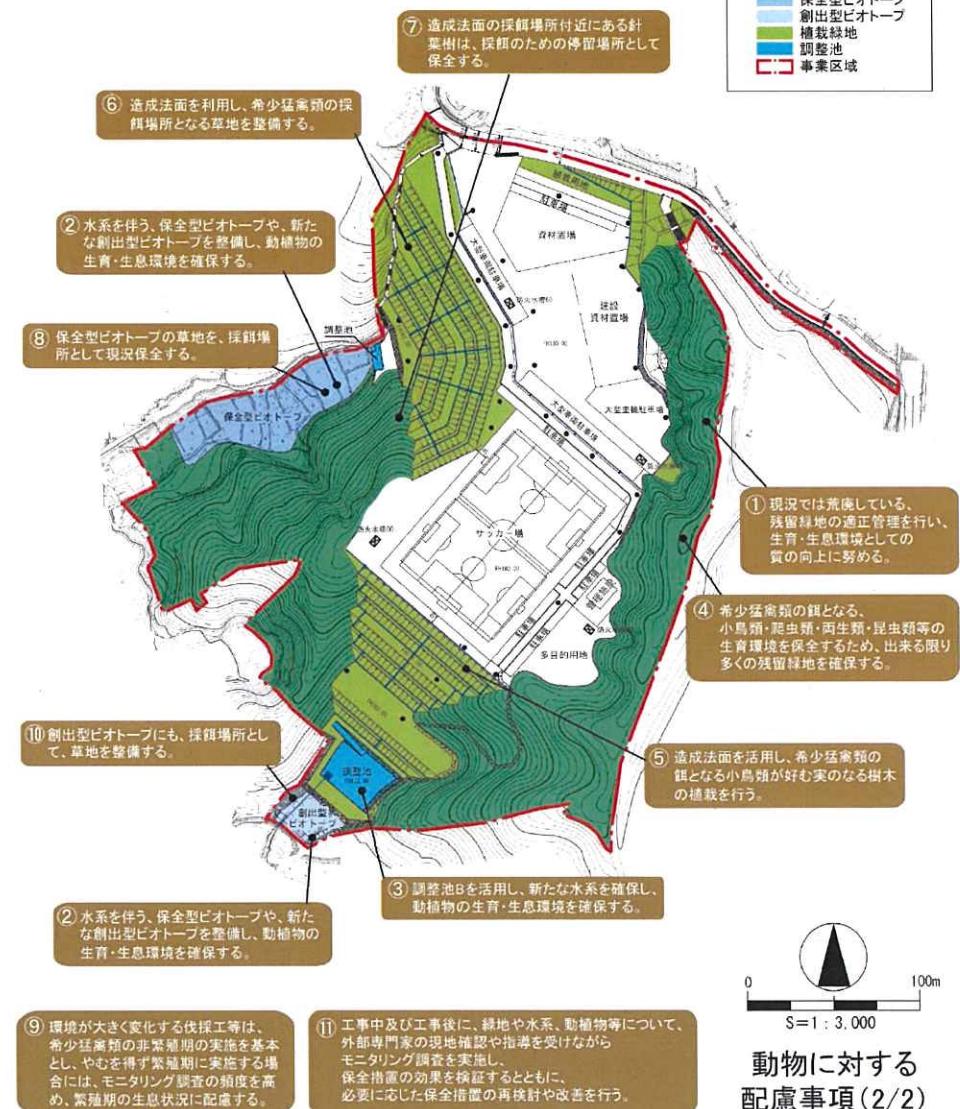
- ④ 希少猛禽類の餌となる、小鳥類・爬虫類・両生類・昆虫類等の生育環境を保全するため、出来る限り多くの残留緑地を確保する。⇒P3-21
- ⑤ 造成法面を活用し、希少猛禽類の餌となる小鳥類が好む実のなる樹木の植栽を行う。⇒P3-27～31
- ⑥ 造成法面を利用し、希少猛禽類の採餌場所となる草地を整備する。
⇒P3-28・29
- ⑦ 造成法面の採餌場所付近にある針葉樹は、採餌のための停留場所として保全する。⇒P3-23
- ⑧ 保全型ビオトープの草地を、採餌場所として現況保全する。
- ⑨ 環境が大きく変化する伐採工等は、希少猛禽類の非繁殖期の実施を基本とし、やむを得ず繁殖期に実施する場合には、モニタリング調査の頻度を高め、繁殖期の生息状況に配慮する。
⇒P3-66, 76
- ⑩ 創出型ビオトープにも、採餌場所として、草地を整備する。⇒P3-74・75

■ モニタリング調査

- ⑪ 工事中及び工事后に、緑地や水系、動植物等について、外部専門家の現地確認や指導を受けながらモニタリング調査を実施し、保全措置の効果を検証するとともに、必要に応じた保全措置の再検討や改善を行う。⇒P3-76～81

凡例

■ 残留緑地
■ 保全型ビオトープ
■ 創出型ビオトープ
■ 植栽緑地
■ 調整池
■ 事業区域



動物に対する
配慮事項(2/2)

(4) 景観に配慮した事項

(4) 景観に配慮した事項

■丘陵地の景観・地形の保全に配慮した事項

- ①事業区域の東側尾根と北西側尾根斜面は、丘陵地の景観・地形に配慮し、残留緑地とし、周辺緑地との連続性の保全に努める。⇒P3-21

■造成法面の景観に配慮した事項

- ②造成法面は植栽緑地に設定して緑化を整備し、周辺緑地との連続性や、事業区域外からの景観に配慮する。等⇒P3-21, 27~31

■郷土の景観に配慮した事項

- ③事業区域の景観を特付ける湿性地や水田は残留緑地として現況保全する。⇒P3-72, 73

- ④造成法面の植栽等には、多摩産の在来種を用い、郷土の景観等に配慮する。⇒P3-27

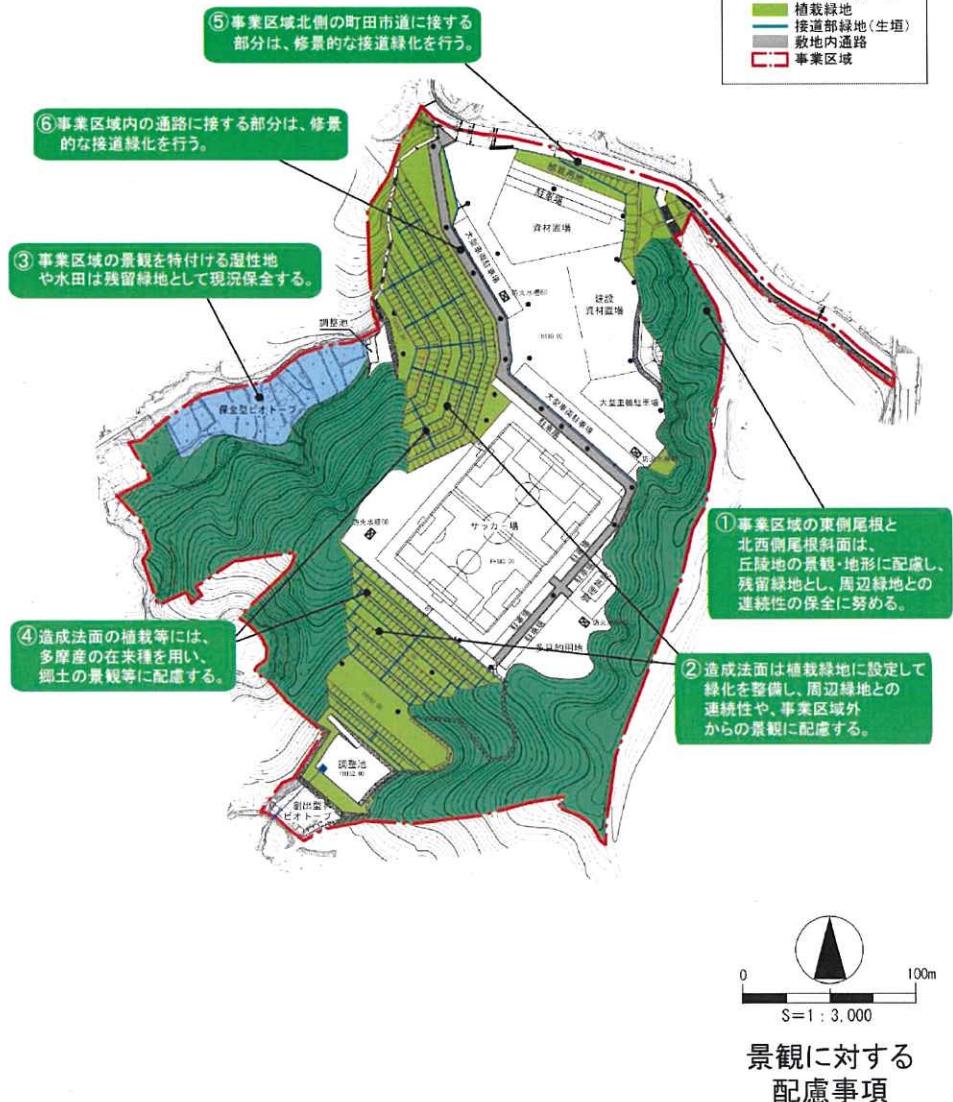
■接道等の景観に配慮した事項

- ⑤事業区域北側の町田市道に接する部分は、修景的な接道緑化を行う。⇒P3-33

- ⑥事業区域内の通路に接する部分は、修景的な接道緑化を行う。⇒P3-33

凡例

- 残留緑地
- 保全型ビオトープ
- 植栽緑地
- 接道部緑地(生垣)
- 敷地内道路
- 事業区域



景観に対する
配慮事項

(5) 工事作業において配慮した事項 (1/2~2/2)

(5) 工事作業等において配慮した事項(1/2)

■工事の時間帯に配慮した事項

- ①夜行性動物や周辺住民に配慮し、早朝や夜間の工事は行わない。工事時間帯は8:00～18:00を基本とする。

■樹木の伐採作業で配慮した事項

- ②工事着手前に、残留緑地境界をトラロープ等で明示し、残留緑地の誤伐採や作業員の不要な立ち入り等の防止を行う。

- ③残留緑地の誤伐採防止のため、伐採は2回に分け、1回目は残留緑地境界から2mを残し伐採し、2回目に改めて境界を確認してから、残りの部分を伐採する。

■漏水・土砂流出防止に配慮した事項

- ④仮設防災沈渣池・暗渠排水管・堅排水・土砂流出防止柵を設置する⇒P4-7

■騒音・振動・大気汚染・ゴミ等、生活環境に配慮した事項

- ⑤騒音・振動の少ない工法や重機を探用し、それらの機能が十分発揮できるよう、事前整備や作業員への周知を徹底する。

- ⑥作業用車両等のアイドリングストップを励行し、大気汚染・騒音・振動の防止・軽減に努める。

- ⑦廃材やゴミ等の廃棄物は、現場内に集積所等を設け、適宜場外に搬出して、適正な処理を行う。

(5) 工事作業等において配慮した事項(2/2)

■モニタリング調査

- ⑧工事中及び工事後に、緑地や水系、動植物等について、外部専門家の現地確認や指導を受けながらモニタリング調査を実施し、保全措置の効果を検証するとともに、必要に応じた保全措置の再検討や改善を行う⇒P3-76

■自然環境保全の啓発に配慮した事項

- ⑨工事関係者を対象に、自然環境保全に関する勉強会を開催し、自然環境保全の啓発、保全措置の周知・徹底に努める⇒P3-80

■自然環境保全措置の実施状況把握に配慮した事項

- ⑩工事中における、自然環境保全措置の実施状況を把握するため、施工者以外の自然環境の専門知識がある者による、環境パトロールを実施し、必要応じて自然環境保全に関する作業への指示や、勉強会の再開催、東京都への報告を行う。
⇒P3-80

■工種毎の保全措置の検討と実施に関して配慮した事項

- ⑪具体的な工法や重機等の検討段階において、自然環境保全計画書を踏まえた作業計画を改めて策定をし、該当工種を実施する。

- ⑫重機等の検討段階に改めて策定された作業計画は「自然環境保全施工計画書」として整理し、東京都へ提出する。

5. 自然環境保全計画の内容

(1) 緑地の計画

1) 緑地の計画の概要

本事業における緑地は、「①自然保護条例上の緑地」と、自然保護条例上の緑地には該当しないが、出来る限りの配慮として、自然環境に配慮した「②その他の緑地」とした。

「①自然保護条例上の緑地」は「★残留緑地」と「★植栽緑地」で構成し、それぞれに「保全型及び創出型のビオトープ」等を整備する。

また、「②その他緑地」は「切土法面の在来種子吹付による草地」や、「埋設型の調整池 A 隣接部の、自然回復による草地」、「調整池 A の泥溜めや、B 調整池の水を溜める部分の自然回復による湿性草地と開放水面」を整備する。

なお、それぞれの緑地については、適正な整備・管理等を行い、生態的な質の向上に努める。

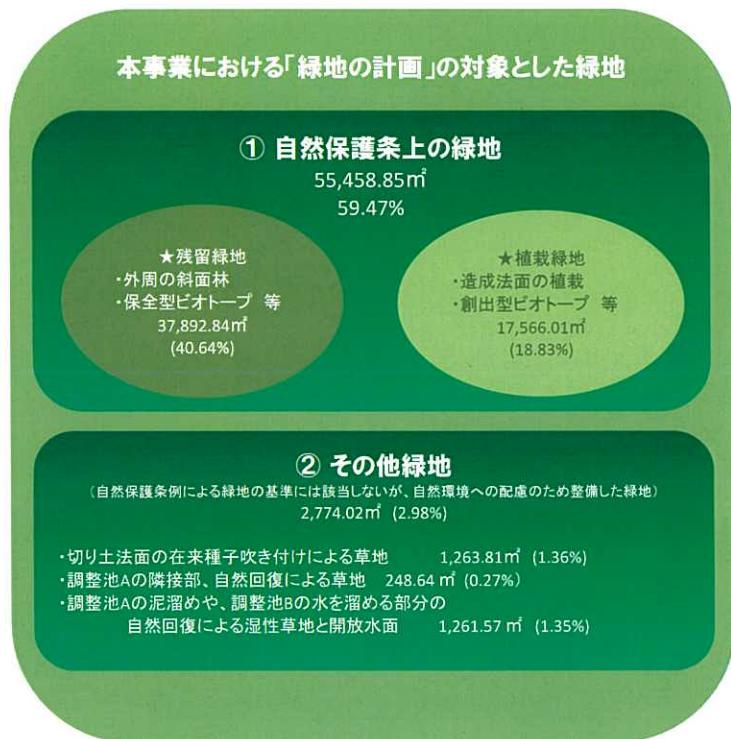


図 3-5-1-1 本事業における緑地の構成

① 自然保護条例上の緑地

「自然保護条例上の緑地」とは、「東京における自然保護と回復に関する条例」における基準等に該当する緑地であり、本事業においては「残留緑地」と「植栽緑地」で構成した。

「★残留緑地」：自然保護条例では、従来からある樹林や自然状態の池沼等をそのまま残した緑地としているが、本事業においては、間伐や林床植生の刈払等、適正な管理や林相改良等を行い、積極的に自然環境の質の向上に努める。

さらに現況の湿性地や湿性地と一体となる平坦部については、「保全型ビオトープ」と位置付け、動植物の生育・生息環境の保全に特化した整備や管理を行う。

「★植栽緑地」：盛土造成等で現況の地形や植生を改変する場所において、自然保護条例の基準に準拠した樹木の植栽を行う緑地であるが、本事業においては、基準の数量のみに準拠した樹木の植栽を行うだけではなく、樹種や生産地にも配慮するとともに、草地を必要とする動物等にも配慮し、植栽緑地の積極的な生態的質向上に努める。

また、現況の南側建蔽地においては、新たに湿性環境等を整備する事により「創出型ビオトープ」と位置付け、野生生物の生育・生息環境の保全に特化した場所を創出する。

なお接道部や区域内通路には、修景的な生け垣を整備する。

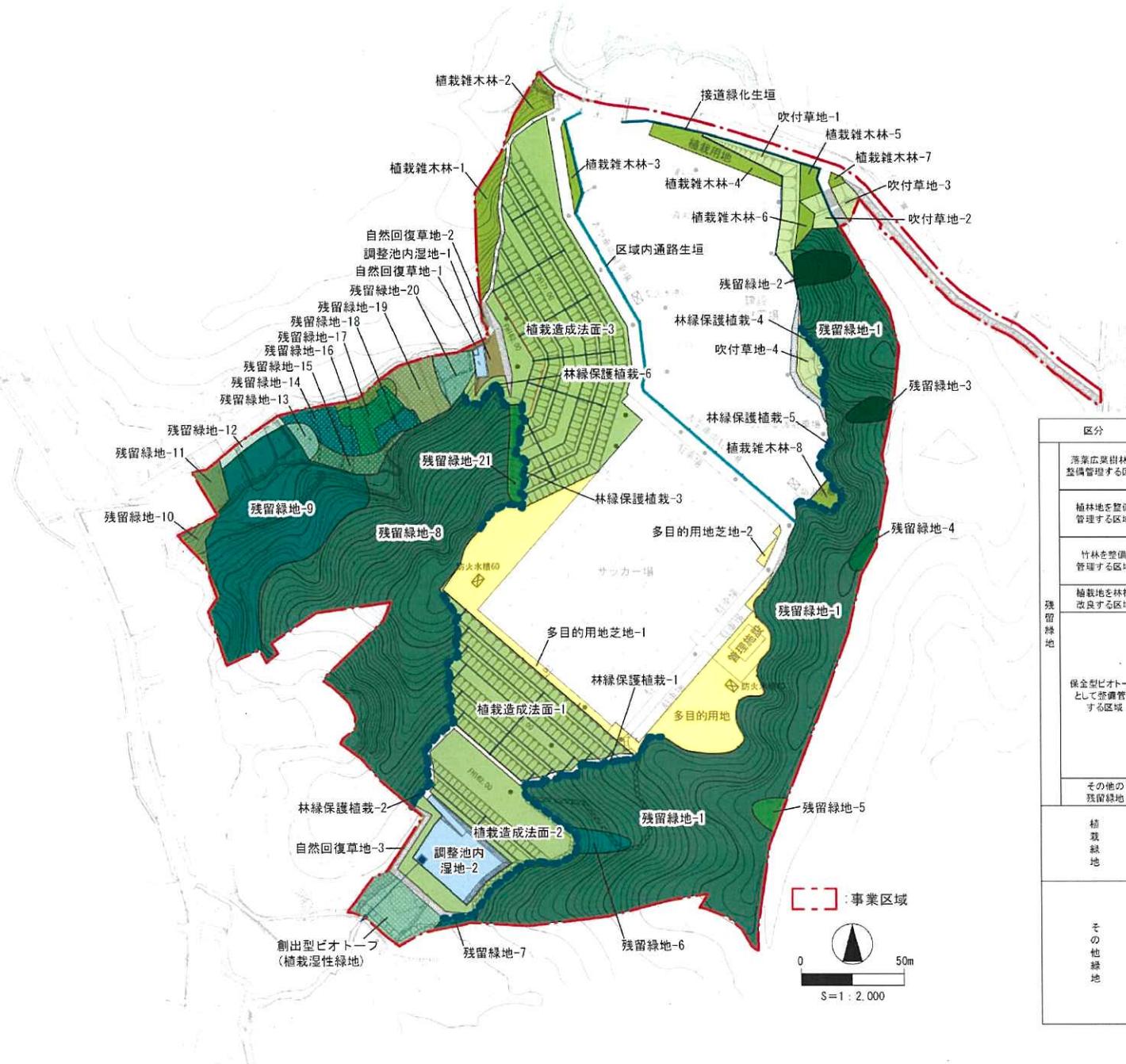
② その他緑地

樹木を植栽しないため「東京における自然保護と回復に関する条例」における緑地には該当しないが、自然環境に配慮した緑地を整備する。

「切り土法面の在来種子吹き付け」：在来種による種子吹付による緑化を行い、事業区域内の景観や、動物の移動経路としての機能に配慮する。

「調整池 A 隣接部」：調整池 A の隣接部は自然回復による草地化を行う。

「調整池 A 泥溜め・調整池 B 水を溜める部分」：池床に水や砂泥が溜まる構造とし、自然回復による湿性草地様の環境を創出する。調整池 A の泥溜めは面積が狭いため全域を湿性草地とするが、調整池 B の水を溜める部分については 30%を湿性草地とし、70%を開放水面とする。



区分	凡例	緑地区分	備考	面積(m ²)
残 留 綠 地	落葉広葉樹林を整備管理する区域	残留緑地-1・8	コナラ群落保全管理区	28442.04
		残留緑地-2・3	ホオノキ・ミズキ群落保全管理区	588.35
植 林 地	植林地を整備管理する区域	残留緑地-4	スギ・ヒノキ・サワラ群落からコナラ群落林相改良区	159.42
		残留緑地-5・21	スギ・ヒノキ・サワラ群落保全管理区	501.38
竹 林	竹林を整備管理する区域	残留緑地-6・7	モウソウチク・マダケ群落からコナラ群落林相改良区	322.58
		残留緑地-9	モウソウチク・マダケ群落保全管理区	4463.25
植 裁 地	植栽地を林相改良する区域	残留緑地-10・11	植栽地からコナラ群落林相改良区	412.90
		残留緑地-12	セイタカラワタチソウ群落からヨシ群落林相改良区	159.60
保 全 型 ビ オ ト ー ブ	保全型ビオトープとして整備管理する区域	残留緑地-13・20	ホオノキ・ミズキ群落保全管理区	561.00
		残留緑地-14・18	ヨシ群落保全管理区	688.42
		残留緑地-15	タチバナ群落保全管理区	367.11
		残留緑地-17	水田利用区	457.99
		残留緑地-16	刈跡雜草群落保全管理区	156.74
		残留緑地-19	ヤマグツ群落保全管理	612.06
その他の 残 留 綠 地	林縁保護植栽-1～6	林縁保護植栽生育成管理区		558.49(m)
植 栽 綠 地	植栽雑木林-1～8			1982.38
	植栽混生緑地等(創出型ビオトープ)			855.97
	植栽造成法面-1・2			14496.57
その 他 綠 地	調整池内湿地-1・2			1261.57
	自然回復草地-1・2・3			248.64
	吹付草地1～4			1263.81
	多目的用地の芝地-1・2			3546.67
	接道緑化生垣			78.67
	区域内通路生垣			149.42

図 3-5-1-2 緑地詳細図

2) 残留緑地の計画

- 残留緑地の計画は、「東京における自然の保護を回復に関する条例」における要件等から、現況保全を基本とするが、本事業においては、自然環境への配慮から現況保全を基本としながらも、適正な管理や林相改良等、積極的な整備・管理を行い、自然環境の質の向上に努める事とした。
- 積極的な整備・管理による生態的機能の向上により、影響を受ける自然環境の代償としての位置付けも担う事とした。
- 特に自然度が高いタチヤナギ群落やヨシ群落等の湿性植生については、隣接するコナラ群落やヤマグワ群落等の多様な植生と合わせて、保全型ビオトープとして整備・管理等を行い、現況以上の自然環境の質の向上に努め、影響を受ける湿性地上流水系の代償としても位置付ける事とした。
- * 保全型ビオトープ計画の詳細については後述する。

表 3-5-1-1 残留緑地の管理区分

番号	緑地区分	管理区分	保全型ビオトープ
①	残留緑地-1・8	コナラ群落保全管理区	
②	残留緑地-2・3	ホオノキ・ミズキ群落保全管理区	
③	残留緑地-4	スギ・ヒノキ・サワラ群落からコナラ群落林相改良区	
④	残留緑地-5・21	スギ・ヒノキ・サワラ群落保全管理区	
⑤	残留緑地-6・7	モウソウチク・マダケ群落からコナラ群落林相改良区	
⑥	残留緑地-9	モウソウチク・マダケ群落保全管理区	
⑦	残留緑地-10・11	植栽地からコナラ群落林相改良区	
⑧	残留緑地-12	セイタカアワダチソウ群落からヨシ群落林相改良区	
⑨	残留緑地-13・20	ホオノキ・ミズキ群落保全管理区	
⑩	残留緑地-14・18	ヨシ群落保全管理区	
⑪	残留緑地-15	タチヤナギ群落保全管理区	
⑫	残留緑地-16	刈跡雑草群落保全管理区	
⑬	残留緑地-17	水田利用区	
⑭	残留緑地-19	ヤマグワ群落保全管理	
⑮	林縁保護植栽-1~6	林縁保護植生育成管理区	

: 林相改良等により群落を改善する残留緑地

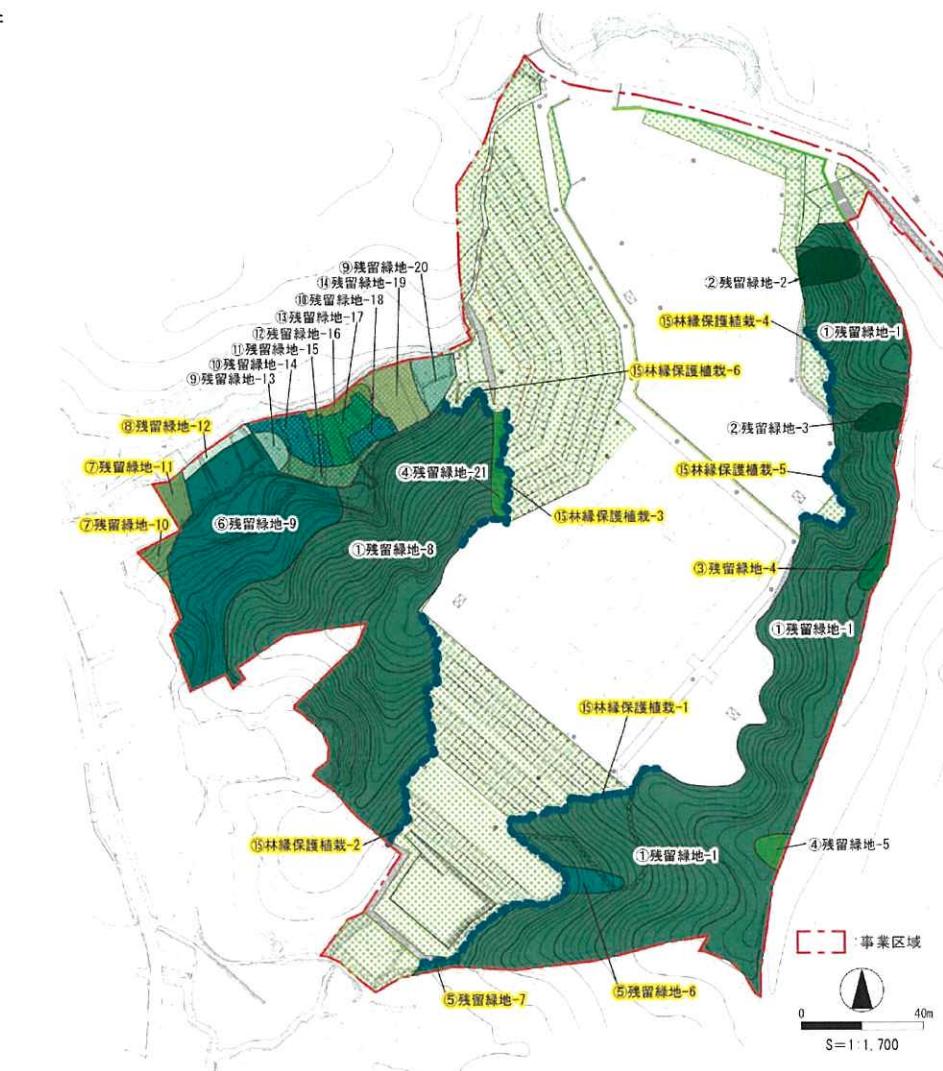


図 3-5-1-3 残留緑地管理区分図

キープラン	番号・緑地区分	【緑地の現況と課題】	【目標植生・管理方針】	【管理手法】	【期待される機能】
落葉広葉樹林・植林・竹林の現況保全・整備・林相改良等を行う残留緑地	① 残留緑地-1・8 「コナラ群落保全管理区」	・現況の植生は二次林のコナラ群落であるが、林床はアズマネザサが優占、林床植生の多様性に乏しい植生となっている。 ・また倒木等も放置され荒れた樹林となっている。多様性が高い健全なコナラ群落群とするため、現況保全を基本としながらも、林床管理や適切な除伐等を行う必要がある。	【目標植生】コナラを中心とし、階層が発達した明るい落葉広葉樹林。 【管理方針】間伐と下草刈り等により樹林の健全化を図り、長期的には自然遷移とする。	・着工初年から10年間で、高木・亜高木を対象とした、管理区全体の間伐を行う。以降は自然遷移を基本とするが、必要に応じて20年程度のサイクルで間伐を行う。 ・林床管理作業は、間伐後5年間継続し、アズマネザサの除去や下草刈り、倒木の処理、ツル切り、過密な低木の処理等を基本とする。以降は自然遷移を基本とするが、必要に応じて実施する20年程度サイクルの間伐に併せて林床管理を行なう。 ・現況保全や移植保全された希少植物の生育環境保全管理を、林床管理作業と合わせて実施する。 ※なお、地域への配慮から、樹林内に連絡通路を整備するが、樹木の伐採は行わず、下草刈りのみを行う未舗装の通路とする。	・雑木林を好む動植物の生育・生息場所としての機能。 ・事業区域内における涵養機能。 ・変更区域に生育・生息する希少な動植物の移植・移動先としての機能。
	② 残留緑地-2・3 「ホオノキ・ミズキ群落保全管理区」	・現況の植生は谷地形の急斜面地や、ギャップ等により明るい場所に成立する植生であり、高木では陽光を好むホオノキやミズキが優占している。林床はアズマネザサが優占し、多様性に乏しい植生となっている。 ・谷地形に成立しているため、林床管理による谷地形の崩落が懸念されるため、現況保全が必要と考えられる。	【目標植生】現況のホオノキ・ミズキ群落を目指す。 【管理方針】・本緑地は谷地形にあり、地形崩落防止をため人為的な管理は行わない。	・着工初年に枯倒木・風倒木の処理を行う。 ・以降、残留緑地-2・3は人為的な管理作業は行わない。	・谷地形の崩落防止としての機能。 ・明るい環境と花木を好む昆虫等の生息環境としての機能。
	③ 残留緑地-4 「スギ・ヒノキ・サワラ群落からコナラ群落林相改良区」	・現況の植生はスギを基本とした小規模な植林で、周囲はコナラ群落であり、植生の連続性がない。 ・周囲のコナラ群落との連続性や景観、生物多様性に配慮し、コナラ群落への林相改良を行う必要がある。	【目標植生】階層の発達した、コナラを中心とした明るい落葉広葉樹林を目指す。 【管理方針】植林の伐採と、コナラの植栽により林相改良を行う。	・工事着手初年に皆伐を行い、改変区域から採取したコナラの幼木又は苗を植栽する。 ・植栽後、コナラの幼木又は苗が草本類に被圧されないよう、5年間を基本に3回/年の頻度で、下草刈り、ツル切り等の林床管理を行う。以降は自然遷移を基本とする。	・周囲コナラ群落との生態的・景観的な連続性としての機能。 ・雑木林を好む動植物の生育・生息場所としての機能。
	④ 残留緑地-5・21 「スギ・ヒノキ・サワラ群落保全管理区」	・現況の植生はスギを基本とした小規模な植林で、周囲はコナラ群落であり、植生の連続性がない。 ・しかし、造成法面が希少猛禽類の餌場として利用できるよう、探査用の停留場所として現況保全する必要がある。	【目標植生】スギを基本とした高木が中心の植林を目指す。 【管理方針】現況維持を基本とし、人為的な管理は倒木処理程度とする。	・着工初年に、倒木処理を行い、以降は自然遷移を基本とする。	・希少猛禽類の探査用の停留場所としての機能。 ・スギ・ヒノキ・サワラ群落を好む動植物の生育・生息環境としての機能。
	⑤ 残留緑地-6・7 「モウソウチク・マダケ群落からコナラ群落林相改良区」	・現況の植生はマダケが中心の竹林で、いざれも密生しており、隣接するコナラ群落への侵入が認められ、コナラ群落を衰退させる原因となっている。 ・隣接するコナラ群落の衰退防止や景観的・生態的連続性に配慮し、コナラ群落への林相改良を行う必要がある。	【目標植生】階層の発達した、コナラを中心とした明るい落葉広葉樹林を目指す。 【管理方針】タケ類の皆伐と衰弱化を行い、コナラの植栽により林相改良を行う。	・着工初年から開始し工事を完了までに、管理区全体のタケ類の皆伐とコナラ等の植栽を完了させる。 ・林相改良は、順次タケ類の皆伐を行い、皆伐を実施した場所には、改変区域から採取したコナラの幼木又は苗を植栽する。 ・植栽後、タケ類を衰弱させるため、またコナラの幼木又は苗が草本類に被圧されないよう、5年間を基本に3回/年の頻度で、タケノコの採取、下草刈り、ツル切り等の林床管理を行う。以降は自然遷移を基本とする。	・雑木林を好む動植物の生育・生息場所としての機能。 ・隣接するコナラ群落との衰退防止と、生態的・景観的な連続性としての機能。 ・事業区域内における涵養機能。
	⑥ 残留緑地-9 「モウソウチク・マダケ群落保全管理区」	・現況の植生はモウソウチクが密生した竹林で、隣接樹林への侵入が懸念される。 ・しかし地域住民からタケノコ掘等を目的とした保全要望がある。そのため周辺樹林等への侵入防止と健全な竹林育成のため、適切な密度管理を行う必要がある。	【目標植生】適切な密度で見通しがきくモウソウチクの竹林を目指す。 【管理方針】モウソウチクの間伐による適正密度の維持を行う。	・着工初年に、管理区全体の間伐を行う。以降は毎年タケノコの採取を行う。 ・モウソウチクの密度は1坪あたり1本程度を基本とし、間伐やタケノコ採取を行う。	・竹林を好む動植物の生育・生息場所としての機能。 ・周辺住民に配慮した、レクリエーション(タケノコ刈)場所としての機能。
	⑦ 残留緑地-10・11 「植栽地からコナラ群落林相改良区」	・現況の植生は植栽地となっており、生物の多様性に乏しい状況となっている。 ・そのため、隣接する竹林の拡大防止のためにも多様性が高いコナラ群落に林相改良が必要である。	【目標植生】階層の発達した、コナラを中心とした明るい落葉広葉樹林を目指す。 【管理方針】植栽木の伐採とコナラの植栽により、林相改良を行う。	・工事着手初年に植栽木の伐採を行い、改変区域から採取したコナラの幼木又は苗を植栽する。 ・植栽後、コナラの幼木又は苗が草本類に被圧されないよう、5年間を基本に3回/年の頻度で、下草刈り、ツル切り等の林床管理を行う。以降は自然遷移を基本とする。	・雑木林を好む動植物の生育・生息場所としての機能。 ・隣接するコナラ群落との景観的・生態的連続性としての機能。

:林相改良等により植生を改善する残留緑地

キープラン	緑地区分	【緑地の現況と課題】	【目標植生・管理方針】	【管理手法】	【期待される機能】
保全型ビオトープとして現況保全・整備・林相改良等を行う 残留緑地					
	⑧ 残留緑地-12 「セイタカアワダチソウ群落からヨシ群落改良区」	<ul style="list-style-type: none"> 現況の植生は生態系被害防止外来種リストで重点対策外来種に指定された、セイタカアワダチソウを基本とした高茎草地である。 そのため、外来種を除去し、在来種を基本とした草地環境に改良する必要がある。 	<p>【目標植生】ヨシ群落を基本とした高茎の湿性草地を目標とする。 【管理方針】外来種の除去を行い、隣接するヨシ群落からの植栽や導水を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 着工後初年にセイタカアワダチソウ等の外来種を根から抜き取りにより除去する。 外来種の除去後に、隣接する湿性地から導水を行い、ヨシ群落に適した土壤を整備する。 土壤整備後、隣接したヨシ群落から採取した地下茎等を植栽する。 整備後、自然発生する外来種については、定期的に抜き取り等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 湿性植生を好む動植物の生育・生息場所としての機能。 止水環境を好む動物の生息環境としての機能。
	⑨ 残留緑地-13・20 「ホオノキ・ミズキ群落保全管理区」	<ul style="list-style-type: none"> 現況の植生は、高木では陽光を好むホオノキやミズキが優占している。 林床はアマネザサが優占し、林床植生は多様性が乏しい植生となっている。 景観や生物の多様性からも林床管理を行う必要がある。 	<p>【目標植生】現況のホオノキ・ミズキ群落を目標とする。 【管理方針】現況保全を基本とし、林床管理により、群落を維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 着工後初年から管理を開始し、枯倒木・風倒木の処理やアマネザサの除去や下草刈り、倒木の処理、ツル切り、過密な低木の処理等を行う。 工事後も継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内における景観に配慮した機能。 明るい環境と花木を好む動物の生息環境としての機能。 保全型ビオトープにおける、生息環境の多様性を担う。
	⑩ 残留緑地-14・18 「ヨシ群落保全管理区」	<ul style="list-style-type: none"> 現況の植生はヨシ群落を基本とした高茎湿性地であり、事業区域の中では、特に自然度が高い植生と言える。 隣接地に、生育環境が競合する要注意外来生物であるセイタカアワダチソウ群落があり、衰退が懸念される。 	<p>【目標植生】ヨシ群落を基本とし、低茎湿性草地や小水域が混生する湿性環境を目標とする。 【管理方針】現況保全を基本とするが、一部ヨシの根の除去等により、湿性の低茎草地や小水域の整備する。隣接するセイタカアワダチソウ群落を除去し、ヨシ群落の衰退を防止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 着工後初年に整備を行い、低茎湿性草地や小水域を創出する。 低茎湿性草地と小水域を創出する場所は、ヨシの根等を除根し、堆積している落葉落枝、腐植層を取り除き、粘土層を露出させる。 低茎湿性草地とする場所は、粘土層を露出させた後は低茎湿性植物の自然発生を基本とする。 小水域とする場所は、粘土層を露出させた後、地面を転圧し透水性を高めると共に、水深20cm程度の小水域を整形する。 低茎湿性草地と小水域については、着工初年度から、ヨシを基本に高茎湿性植物の刈り払いを行い、1回/3年の頻度で継続して実施する。 	
	⑪ 残留緑地-15 「タチヤナギ群落保全管理区」	<ul style="list-style-type: none"> 現況の植生は樹高7m程度のタチヤナギが優占する湿性の樹林であり、特に自然度が高い植生であると言える。 隣接する竹林の侵入による、乾燥化と群落の衰退が懸念される。 そのため現況を保全しながら、竹林の適正管理等により乾燥化や群落の衰退を防止する必要がある。 	<p>【目標植生】現況のタチヤナギ群落を基本とした湿性木本群落を目標とする。 【管理方針】人為的な管理は行わないが、隣接する竹林の適正管理を行い、群落の衰退を防止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手時に隣接する竹林を2m程度の幅で伐採し、境界部にオープンスペースを設け、タチヤナギ群落への侵入防止を図る。以降は竹林管理の一環として作業を継続して行う。 タチヤナギ群落は、林床に堆積するヨシ等の枯草の除去を行う。 	
	⑫ 残留緑地-16 「刈跡雜草群落保全管理区」	<ul style="list-style-type: none"> 現況は、水田利用者のための、休憩等のスペースとなっており、地元有志グループにより定期的な草刈りが行われている。 隣接する水田が継続して利用されるため、本管理区においても継続して草刈りが行われる必要がある。 	<p>【目標植生】低茎草本を基本とした踏圧に強い草本類の育成に努める。 【管理方針】管理は継続して住民の有志グループが行い、土地の無償使用等、事業者が援助する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な草刈りを行い、踏圧に強い草本類の育成に努める。 工事中は有志グループの安全に充分配慮しながら、草刈りを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水田利用のための休憩場所・一時的な荷物置き場所としての機能。 保全型ビオトープの多様な環境を構成する植生の保全。
	⑬ 残留緑地-17 「水田利用区」	<ul style="list-style-type: none"> 地元有志グループが管理する水田で、定期的な管理が行われ、良好な里山水田環境となっている。 ハケボタルやカエル類の生息環境であり、水田利用を継続する必要がある。 イノシシによる獣害があり、防止策の検討が必要である。 	<p>【目標植生】生産を主目的とせず、生物相の豊かな水田を目標とする。 【管理方針】管理は継続して住民の有志グループが行い、土地の無償使用等、事業者が援助する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常の水田管理手法を基本とし、水路や畦の管理、ネットによる獣害対策を行う。 工事中の稻作は有志グループの安全確保のため、一時中止とするが、水田環境維持のための水路や畦の整備については、安全に充分配慮した上で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水田環境を好む動植物の生育・生息環境としての機能。 保全型ビオトープにおける多様な環境の保全。 地域住民に対する配慮と、水田学習の場としての機能。
	⑭ 残留緑地-19 「ヤマグワ群落保全管理」	<ul style="list-style-type: none"> 現況の植生は樹高10m程度のヤマグワを基本とした群落で、樹高3m程度のウツギが多く混生する。 林床はアズマネザサが優占し林床植生の多様性に乏しい植生となっている。 林床植生の多様化を促進させるため、ウツギの間伐やアズマネザサの刈り払いが必要である。 	<p>【目標植生】階層の発達した、ヤマグワ・ウツギを中心とした、林床の明るい植生を目標とする。 【管理方針】現況保全を基本とし、植生密度管理のため、低木の間伐や林床の刈払等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 着工後初年から5年間は毎年3回/年の頻度で、アズマネザサの刈り払い、下草刈りツル切り、過密なウツギ等低木の処理等を行う。 以降は1回/3年の頻度で、工事後も継続して林床管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ヤマグワの実を利用する哺乳類や鳥類の餌場としての機能。 保全型ビオトープの多様な環境を構成する群落の保全機能。
: 林相改良等により植生の改善を行う残留緑地					

キープラン	緑地区分	【緑地の現況と課題】	【目標植生と管理方針】	【管理手法】	【期待される機能】
残留緑地の保全を目的とした林縁保護植栽	⑯ 「林縁保護植栽-1～6 林縁保護植生成管理区」	<p>・残留緑地に生育する希少な植物が、造成区域の近接地にある場合、林縁が近接するため日照や風通し等の林内環境の変化により、生育への影響が懸念される。</p> <p>・そのため、林内環境の変化を低減させる配慮が必要となる。</p>	<p>【目標植生】残留緑地と改変区域の境への補植により、シラカシ・アラカシ・ヒサカキ等の常緑樹からなる林縁保護植生を目指す。</p> <p>【管理方針】植栽により整備し、長期的には自然遷移を基本とする。</p>	<p>伐採後直ちに補植を行い、補植から5年間ツル切りや下草刈りを行い、以降は自然遷移を基本とする。</p>	<p>・改変区域に近接する林内環境の変化を低減させる機能。</p> <p>・残留緑地への人の不注意な立ち入りによる植生の荒廃を防止する機能。</p>



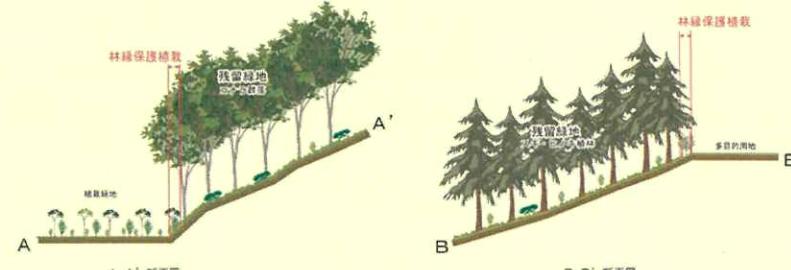
: 残留緑地内への補植を行う

区分	植栽樹種	密度
高木	シラカシ・アラカシ・ネズミモチ等	1本/3m
中木	ヒサカキ・ヤブツバキ・ネズミモチ・ムラサキシキブ・アオキ等	2本/3m
低木	ヤマツツジ・ガマズミ・ヤマブキ・オオムラサキツツジ・イヌツゲ等	3株/m

林縁保護植栽-1・2・3・4・5・6
(コナラ群落内の林縁保護植栽計画)

林縁保護植栽-3
(スギ・ヒノキ植林内の林縁保護植栽計画)

区分	植栽樹種	密度
高木	シラカシ・アラカシ・ネズミモチ等	1本/3m
中木	スギ・ヒノキ・ヒサカキ・ヤブツバキ・ネズミモチ・ムラサキシキブ・アオキ等	2本/3m
低木	ヤマツツジ・ガマズミ・ヤマブキ・オオムラサキツツジ・イヌツゲ等	3株/m



断面イメージ図

3) 植栽緑地の計画

①回復・創出すべき環境要素の検討

事業により改変され影響を受ける植生等は11の植生タイプと、水系であるが、外来種の群落や、植林、遷移の先駆的な群落、竹林等は、生態的機能の向上の観点から、「影響を受ける植生等に着目した回復・創出すべき環境要素」の検討対象から除いた。

●「落葉広葉樹林（コナラ群落）」の回復・創出

「コナラ群落」は、現況の植生面積から58.43%、事業区域全体から42.74%と改変される面積の割合が多く、回復・創出すべき環境要素と考えられる。

●「草地」の回復・創出

改変区域にある草地は、外来種（オオブタクサ）による植生が最も広く、生態的機能の向上からは同じ種による植生の回復・創出は好ましくない。しかし草地は事業区域全体の多様な環境要素の一つとして、生態的機能の向上に必要な環境であり、在来種による草地環境の回復・創出が必要と考えられる。

●「水系」の回復・創出

水系についても事業により減少し、現況の延長から79.31%が改変され、自然地の対する代償措置や、生態的機能の向上の観点からも、回復・創出すべき環境要素と考えられる。

表3-5-1-2 事業により改変される植生等と面積

事業により改変される植生等	現況の面積 (m ²)	改変される面積 (m ²)	現況の植生面積から改変される面積の割合	事業区域全体から改変される面積の割合
コナラ群落	68,209.61	39,855.86	58.43%	42.74%
村バキ・ミズキ群落	6,358.18	5,194.81	81.70%	5.57%
モウリウチク・マダケ群落	9,747.55	5,008.42	51.38%	5.37%
スキ・ヒノキ・サワラ群落	1,109.83	464.58	41.86%	0.50%
ヌルデ・アカガシ群落	385.50	385.50	100.00%	0.41%
クサギ群落	62.63	62.63	100.00%	0.07%
アズマネザサ群落	135.55	65.65	48.43%	0.07%
ススキ群落	393.01	393.01	100.00%	0.42%
クズ群落	390.51	390.51	100.00%	0.42%
刈跡雜草群落	376.31	229.75	61.05%	0.25%
オオブタクサ群落	2,564.11	2,564.11	100.00%	2.75%
水系	749m	594m	79.31%	—

②植栽緑地において回復・創出すべき環境要素の整備方針

「回復・創出すべき環境要素の検討」を踏まえ、「落葉広葉樹林」「草地」「水系」の3つの環境要素を回復・創出すべき環境要素として植栽緑地を計画した。

【回復・創出すべき環境要素の整備方針】

●落葉広葉樹林（コナラ等の群落）

- ・隣接する残留緑地との連続性等を考慮し、全ての造成法面や施設用地等の植栽緑地において整備する。
- ・造成法面の平坦部には高木・中木となる樹木を植栽する。斜面部については高木の植栽が不安定となるため、中・低木による植栽を基本とする。

●草地（在来種による低茎草地）

- ・自然保護条例上の植栽緑地は、樹林が基本ではあるが、樹林のみでは植生や利用する動物の多様性が乏しくなり、草地は多様な環境要素を構成するために必要な環境要素である。そのため比較的広い面積が確保できる大規模な造成法面に、落葉広葉樹林等と混生するように草地を整備する。・

●水系（自然水路・池・湿性緑地）

- ・水源を必要とするため、全ての植栽緑地での整備は困難であることから、水源が確保可能な事業区域南側の植栽緑地（調整池Bの下流）に、創出型ビオトープとして自然水路や池を整備し、流水環境・止水環境・湿性緑地の整備を行う。
- ・創出型ビオトープに整備した自然水路・池・湿性地については、生物の生育・生息環境に特化した区域として管理を行う。
(なお条例上の植栽緑地ではないが調整池Aの泥が溜まる部分、調整池Bの水が溜まる部分は、開放水面と湿性緑地となるよう整備・管理する。)

表3-5-1-3 環境要素を回復・創出する植栽緑地

環境要素	植栽造成法面 -1~3	植栽雜木林 -1・2	植栽雜木林 -3~8	創出型 ビオトープ
落葉広葉樹林 (コナラ群落)	●	●	●	●
草地 (在来種による低茎草地)	●	-	-	●
水系 (自然水路・池・湿性緑地)	-	-	-	●

* 次ページ「表 植栽緑地の区分」「図 植栽緑地位置図」参照

③植栽緑地の計画

- 植栽緑地の計画は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」における要件を基本に植栽量や植栽樹種等を計画したが、改変された自然環境の代償や、動植物の生息環境となるよう配慮した。
- 大規模な盛土造成法面の植栽は、「①植栽造成法面-1～3」として、平坦部には高木・中木・低茎草本を基本とした植栽を行い、斜面部は低木（高木や中木の苗木を含む）や低茎草本を基本とした植栽を行う。
- 地形の改変を伴わない伐採斜面と平坦な盛土平坦部は、「②植栽雑木林-1～7」として、高木・中木・低木を基本とした植栽を行う。
- 「③創出型ビオトープ」として、調整池Bの下流に、自然水路（流水）・池（止水）・湿性草地（高茎・低茎）、湿性樹林、雑木林、草地を整備する。
- 植栽樹種は、現地で確認されている落葉広葉樹林の構成樹種を基本とし、昆虫類や小鳥類が好む樹種を選択する。
- なお植栽する苗等は、地域の遺伝的特性に配慮するため多摩産を基本とし、出来る限り現地改変区域からの幼木利用やドングリ等からの苗の育成等を行う。

表 3-5-1-4 植栽緑地の区分

番号	緑地区分	植栽の方針	回復・創出する環境要素		
			落葉広葉樹林	水系	草地
①	植栽造成法面 -1～3	・平坦部は高木・中木・低茎草本を基本とした植栽地とする。 ・斜面部は低木（中高木の苗を含む）と低茎草本を基本とした植栽地とする。	●	—	●
②	植栽雑木林 -1～7	・高木・中木・低木を基本とした植栽地とする。	●	—	—
③	創出型 ビオトープ	・多様な生物の生息環境の回復と創出に配慮し、自然水路・池・湿性草地・湿性樹林・雑木林・草地を整備する。	●	●	●
④	接道路緑化生垣 区域内通路生垣	・景観に配慮して、生垣による修景的な緑化を行う。	—	—	—

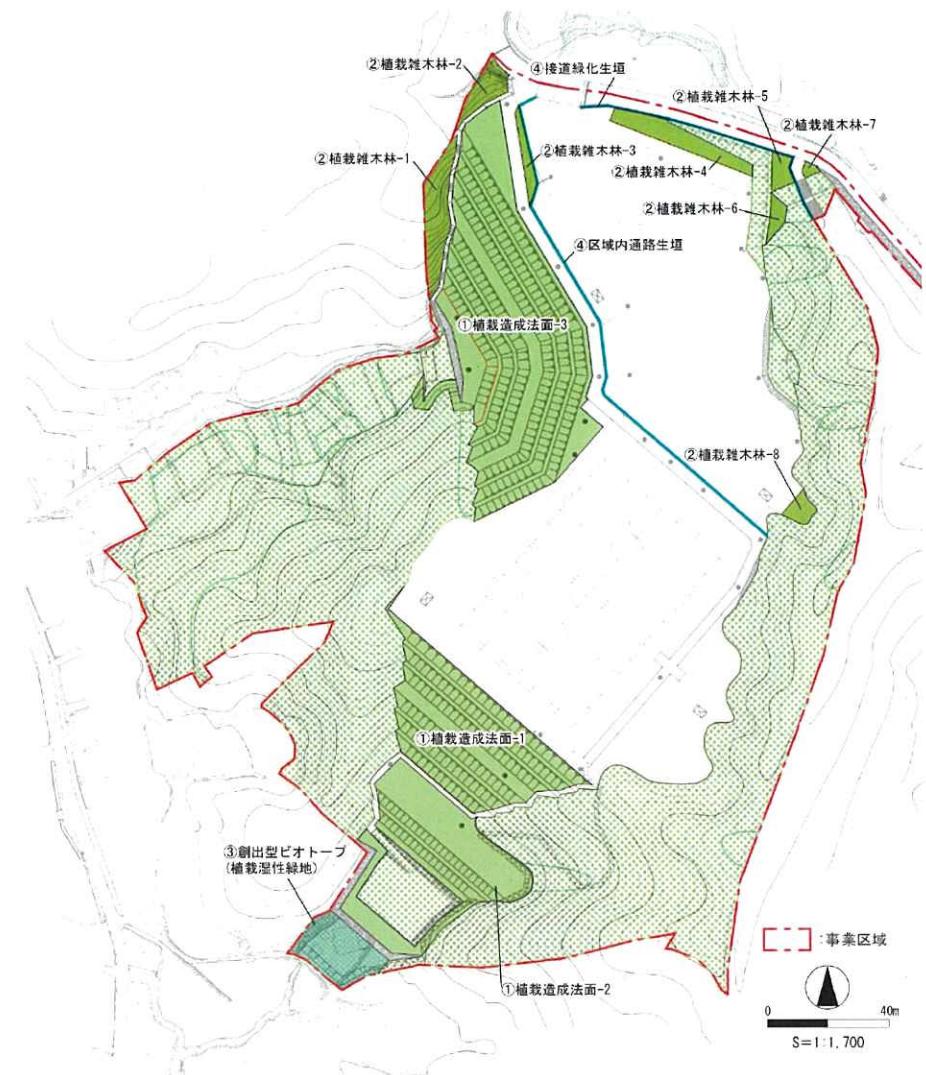


図 3-5-1-4 植栽緑地位置図



■植栽造成法面-3 の植栽計画

【緑化方針】

- 隣接する残留緑地と生態的・景観的な連続性を図る。
- 落葉広葉樹林と草地の回復・創出を図り、影響を受けた植生や動植物の生育・生息環境の代償とする。

【緑化の内容】

- 小段や平坦部は中木及び低木による植栽を基本とし、平坦部には草地を混生させる。
- 斜面部は低木による植栽を基本とする。
- 植栽樹種は地域の在来種を基本とし、小動物の餌となる樹種も選定し、苗は多摩産を基本とする。

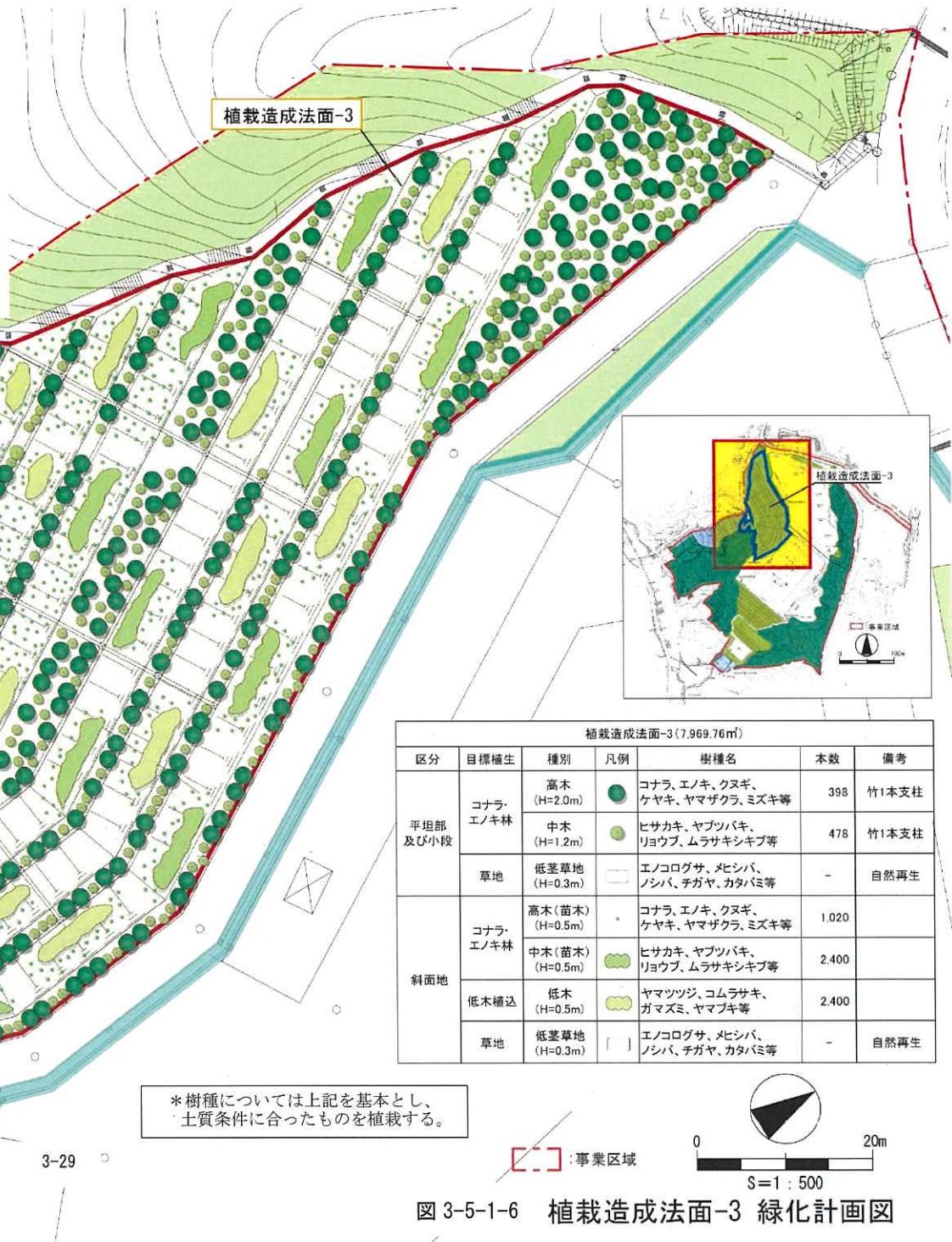


図 3-5-1-6 植栽造成法面-3 緑化計画図

■植栽雑木林-1~3 の植栽計画

【緑化方針】

- 隣接する残留緑地と生態的・景観的な連続性を図る。
- 落葉広葉樹林と草地の回復・創出を図り、影響を受けた植生や動植物の生育・生息環境の代償とする。

【緑化の内容】

- 小段や平坦部は中木及び低木による植栽を基本とし、平坦部には草地を混生させる。
- 斜面部は低木による植栽を基本とする。
- 植栽樹種は地域の在来種を基本とし、小動物の餌となる樹種も選定し、苗は多摩産を基本とする。

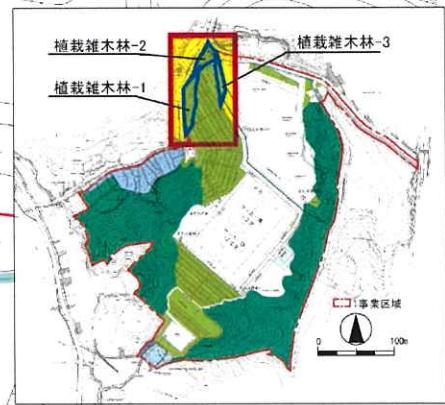
植栽雑木林-1(596.73m ²)					
区分	種別	凡例	樹種名	植栽密度	本数(本)
平坦部	高木 (H=2.0m)	●	シラカシ、アラカシ、コナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカシデ、リョウブ等	1本/10m ²	60
	中木 (H=1.2m)	●	エゴノキ、リョウブ、ヒサカキ、ムラサキシキブ、ヤブツバキ、ヒイラギ等	2本/10m ²	120
	低木 (H=0.5m)	●	アセビ、アオキ、ヤマツツジ、ガマズミ、コムラサキシキブ、マユミ等	3本/10m ²	180

植栽雑木林-2(295.17m ²)					
区分	種別	凡例	樹種名	植栽密度	本数(本)
平坦部	高木 (H=2.0m)	●	シラカシ、アラカシ、コナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカシデ、リョウブ等	1本/10m ²	30
	中木 (H=1.2m)	●	エゴノキ、リョウブ、ヒサカキ、ムラサキシキブ、ヤブツバキ、ヒイラギ等	2本/10m ²	60
	低木 (H=0.5m)	●	アセビ、アオキ、ヤマツツジ、ガマズミ、コムラサキシキブ、マユミ等	3本/10m ²	90

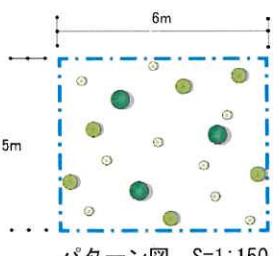
植栽雑木林-3(145.76m ²)					
区分	種別	凡例	樹種名	植栽密度	本数(本)
平坦部	高木 (H=2.0m)	●	シラカシ、アラカシ、コナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカシデ、リョウブ等	1本/10m ²	15
	中木 (H=1.2m)	●	エゴノキ、リョウブ、ヒサカキ、ムラサキシキブ、ヤブツバキ、ヒイラギ等	2本/10m ²	30
	低木 (H=0.5m)	●	アセビ、アオキ、ヤマツツジ、ガマズミ、コムラサキシキブ、マユミ等	3本/10m ²	45

*樹種については上記を基本とし、土質条件に合ったものを植栽する。

3-30



凡例	樹高(m)	植栽密度
高木	2.00	3本/30m ²
中木	1.20	6本/30m ²
低木	0.30	9本/30m ²



□:事業区域

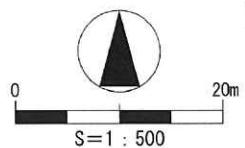


図 3-5-1-7

植栽雑木林-1, 2, 3
緑化計画図